

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
在郷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 1 月 20 日
- 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数（個人：2 経営体、集落営農（任意組織）：1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - (1) 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - (2) 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - (3) 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 今後の地域農業のあり方
農地中間管理機構を活用した集積と在郷営農組合による生産コスト削減の取り組みを推進する。
野菜（ねぎ）の産地化に努め、米を基幹に経営の複合化を図る。
地域の農業・農地を守るため、後継者の育成、労力確保に努め、新規就農や地域外からの参入を推進する。